

乙地の価額は上記有租雑種地平均一段歩当り価格に府県別道路及公園地の各段別を乗じて之を算出したり。但し府県別道路の段別は国道、府県市道（地方費道を含む）及町村道に分ち内務省調査に係る其の各府県別総延長に内務省道路構造令に依る平均道路幅員（国道に在りては四間、府県市道に在りては三間、町村道に在りては二間）を夫々乗じて之を推計し、府県別公園地の段別は内務省調査公有公園面積に依りたり。

## 免租地中乙地の総価額

府 県	総 額	道路価額	公園価額	府 県	総 額	道路価額	公園価額
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
総 額	559,739	567,596	22,143				
北海道	27,555	25,063	2,492	滋賀県	6,453	6,406	47
青森県	6,206	6,062	144	京都府	8,961	8,877	84
岩手県	11,456	11,399	57	大阪府	7,747	7,433	314
宮城県	9,347	8,706	641	兵庫県	19,377	19,057	320
秋田県	11,249	11,132	117	奈良県	9,604	8,948	656
山形県	5,703	5,643	60	和歌山県	7,774	7,684	90
福島県	19,422	19,196	226	歌取県	3,600	3,549	51
茨城県	24,606	24,582	24	鳥根県	17,286	16,961	325
栃木県	8,001	7,894	107	岡山県	22,322	22,211	111
群馬県	18,739	18,184	555	広島県	17,071	16,149	922
埼玉県	18,007	17,969	38	山口県	11,412	11,399	13
千葉県	12,358	12,311	47	徳島県	7,801	7,786	15
東京都	10,413	10,107	306	香川県	12,593	12,415	178
神奈川県	12,423	12,365	58	愛媛県	7,640	7,569	71
	20,982	20,936	46	高知県	6,385	6,312	73
富山県	8,574	8,513	61	福岡県	21,144	20,959	185
石川県	6,189	6,116	73	佐賀県	4,164	3,640	524
福井県	6,210	6,060	150	長崎県	7,012	7,012	-
山梨県	3,493	3,481	12	熊本県	22,388	10,652	11,736
長野県	28,350	28,410	440	大分県	6,365	6,339	26
岐阜県	16,715	16,524	191	宮崎県	5,707	5,552	155
静岡県	17,532	17,478	54	鹿児島県	8,595	8,499	96
愛知県	24,181	24,069	112	沖縄県	4,306	4,301	5
三重県	15,821	15,686	135				

丙地の額は丙地に属する各種公有地の平均一歩歩当り地価19.21円を府県統計書に基きて推計し、之に大蔵省調査に係る其の府県別総段別を準じて之を算出したリ。

府 県	総 数		用 意 水 路		溜 池		免 租 地 中		丙 地 の 段 別 及 総 額		保 安 林		砂 防 地		運 河 用 地		廣 範 林 用 地		其 の 他			
	段	額	段	額	段	額	段	額	段	額	段	額	段	額	段	額	段	額	段	額	段	額
	町数	千円	町数	千円	町数	千円	町数	千円	町数	千円	町数	千円	町数	千円	町数	千円	町数	千円	町数	千円	町数	千円
北 海 道	354, 443.88	88,087	3,983.65	765	465.39	89	11.44	2	4,722.17	908	4,174.98	802	949,094.03	182,321	17,947.14	3,446	249.66	282,631.82	67,789	8,679.82	1,666	
青 海 省	8,413.84	657	106.88	21	421.12	81	8.87	2														
遼 寧 省	22,918.81	4,404	174.82	34	1,110.97	214	28.67	7														
吉 林 省	9,700.26	1,864	162.26	31	2,180.22	419	228.99	44														
黒 龍 江 省	8,728.93	1,876	18.16	4	88.18	10	2.29	0														
山 東 省	81,864.66	6,068	30.00	6	226.01	44	50.44	10														
江 蘇 省	25,126.48	4,442	29.58	6	806.19	59	29.40	5														
江 西 省	1,474.05	283	36.46	7	598.87	115	31.82	4														
湖 北 省	18,526.51	3,861	37.63	7	984.66	180	17.10	3														
湖 南 省	29,737.53	5,711	22.78	4	85.24	16	23.28	4														
廣 東 省	7,166.51	1,377	43.48	80	83.87	16	1.28	0														
廣 西 省	1,082.07	202	56.98	11	208.47	56	24.83	5														
雲 南 省	6,020.27	1,157	72.46	14	18.10	3	3.44	1														
貴 州 省	15,152.91	2,911	64.50	12	71.68	14	13.47	3														
新 疆 省	23,643.12	4,542	278.66	54	771.10	148	188.88	30														
富 山 県	26,313.12	5,055	346.75	67	388.72	74	101.83	20														
石 川 県	10,886.97	2,091	14.19	3	772.19	148	81.30	6														
福 井 県	47,196.63	9,086	604.66	116	162.25	31	18.24	3														
山 梨 県	274,798.26	52,788	9.29	2	34.87	7	4.27	1														
山 西 県	40,087.71	7,897	686.62	127	730.87	140	27.76	5														
岐 阜 県	188,509.04	30,066	249.69	48	280.60	54	141.38	27														
長 治 県	11,486.07	2,201	80.82	10	886.80	76	204.75	39														
晋 中 県	13,178.41	2,580	1,519.88	292	2,789.00	538	389.85	65														
太 原 県	5,699.36	1,094	94.62	18	1,888.92	356	161.98	31														
晋 南 三 流	28,568.76	4,525	6.67	1	1,488.84	278	0.88	0														
京 大 兵 隊	5,779.77	1,110	210.58	40	822.25	158	239.00	45														
府 県	5,184.92	997	309.92	60	3,777.54	728	618.04	118														
厚 志 山 県	25,790.88	4,988	67.61	13	9,040.27	1,787	90.80	17														
山 梨 県	2,698.48	518	0.76	0	1,482.14	279	416.26	80														
和 歌 山 県	7,282.48	1,399	7.75	2	1,046.86	201	178.76	33														
鳥 取 県	7,632.45	1,467	7.27	1	144.82	28	17.72	4														
島 根 県	3,528.89	677	20.15	4	748.89	144	15.19	3														
山 口 県	65,782.89	12,837	289.14	58	1,072.67	206	76.82	15														
山 西 県	14,662.65	2,815	50.44	10	2,118.17	408	280.00	78														
山 西 県	9,023.69	1,734	3.55	1	2,368.42	458	21.02	4														
徳 島 県	10,695.44	2,056	196.88	36	283.85	50	188.89	36														
香 川 県	22,189.16	2,286	46.38	9	2,808.81	539	222.72	48														
高 松 県	25,544.90	4,907	66.27	13	1,440.57	277	71.09	14														
愛 媛 県	6,973.05	1,339	1.68	0	80.47	16	7.68	1														
高 知 県	7,901.23	1,518	1,630.95	818	3,984.25	766	62.06	12														
徳 島 県	2,002.41	386	69.66	13	1,118.07	215	39.68	8														
香 川 県	3,296.95	531	188.26	35	965.64	185	10.82	2														
高 松 県	6,689.12	1,265	648.48	28	646.06	125	180.80	25														
愛 媛 県	2,682.20	509	37.45	7	967.13	186	86.66	11														
高 知 県	5,560.98	1,068	88.80	11	542.85	104	215.97	42														
徳 島 県	1,800.83	267	8.44	2	286.00	68	24.41	5														
香 川 県	3,752.90	720	1.71	0	89.00	17																

(註) 大蔵省「主税局第五十四回統計年報書」140-147頁

其の他の土地中宮内省所管に係るものについては宮内省調査種類別土地段別に上記種類別有租地売買価格を乗じて其の価額を算出し、大蔵省所管に係る国有地（道路を除く）については同省調査府県別価格価額を計上したり。

上記有租地価額を始め各土地価額の官公私別は下記に依り之を算出したり。

- 官有 宮内省所管の土地、大蔵省所管国有地（道路を除く）及国道
- 公有 免租地中公立学校用地、府県社地、郷村社地、招魂社地、用悪水路、溜池、堤塘  
(註一) (註二)  
 井溝、鉄道用地、軌道用地、水道用地、保安林、砂防地、府県庁敷地、市区役所敷地、町村役場敷地、警察官衙敷地、議事所敷地、郵便電信電話用地、農事試験場敷地、工業試験場敷地、水産試験場敷地、病院敷地、隔離病舎敷地、隔離所敷地、消毒所敷地、検疫所敷地、運河用地、模範林用地、種畜場敷地、蚕業試験場、原蚕種製造所及蚕業取締所敷地、その他、府縣市町村道及公有公園地 (註一)
- 私有 有租地、免租年期地及免租地中私立学校用地、墳墓地、火葬場敷地、鉄道用地、  
(註二)  
 軌道用地

(註一) 大蔵省「主税局第五十七回統計年報書」141頁所載の鉄道用地面積を下記府県別公有及私有鉄道延長杆割合に依り按分し公有及私有鉄道用地面積を推計したり。

府県別公私鉄道総延長杆 100  
に付公有鉄道延長杆割合

府 県	私 有		公 有	
	%	%	%	%
富 山 県	83.97		16.03	
宮 崎 県	76.39		23.61	
沖 縄 県	—		100.00	

他の府県は全部私有のみ

(註二) 同書142頁所載の軌道用地面積を下記府県別公有及私有軌道延長杆割合に依り按分し公有及私有軌道用地面積を推計したり。

府 県	府県別公私軌道総延長杆 100 に付公有軌道延長杆割合		府 県	府県別公私軌道総延長杆 100 に付公有軌道延長杆割合	
	私 有 %	公 有 %		私 有 %	公 有 %
北 海 道	90.72	9.28	滋 賀 県	100.00	—
青 森 県	100.00	—	京 都 府	62.40	37.60
岩 手 県	100.00	—	大 阪 府	64.24	35.76
宮 城 県	91.73	8.27	兵 庫 県	77.42	22.58
秋 田 県	100.00	—	奈 良 県	100.00	—
山 形 県	100.00	—	和 歌 山 県	100.00	—
福 島 県	100.00	—	鳥 取 県	—	—
茨 城 県	100.00	—	島 根 県	—	—
栃 木 県	100.00	—	岡 山 県	100.00	—
群 馬 県	100.00	—	広 島 県	100.00	—

(註二) つづき

	私 有		公 有			私 有		公 有	
	%		%			%		%	
埼玉県	100.00	—	—	—	山口県	100.00	—	—	—
千葉県	100.00	—	—	—	徳島県	100.00	—	—	—
東京都	56.35	—	43.65	—	香川県	100.00	—	—	—
神奈川県	44.13	—	55.87	—	愛媛県	100.00	—	—	—
新潟県	—	—	—	—	高知県	100.00	—	—	—
富山県	—	100.00	—	—	福岡県	100.00	—	—	—
山梨県	100.00	—	—	—	佐賀県	100.00	—	—	—
福井県	—	—	—	—	長崎県	100.00	—	—	—
山梨県	—	—	—	—	熊本県	100.00	—	—	—
長野県	100.00	—	—	—	大分県	81.25	—	18.75	—
岐阜県	100.00	—	—	—	宮崎県	100.00	—	—	—
静岡県	100.00	—	—	—	鹿児島県	—	—	—	100.00
愛知県	41.19	—	58.81	—	沖縄県	100.00	—	—	—
三重県	100.00	—	—	—					

二 鉱 山

鉱山の価額は之を官有鉱山の価額及私有鉱山の価額に分ち、而して私有鉱山の価額は之を更に昭和五年乃至同七年稼業鉱山にして本局よりの照会に対し回答し来りたる610鉱山の価額、之を除きたる昭和五年乃至同七年の稼業110鉱山の価額及昭和五年に稼業せしも昭和六年又は同七年に休廃業したる507鉱山の価額の三種に分ちて算出したり。

官有鉱山の価額は大蔵省調査に係る其の価額4,912千円を計上したり。

私有鉱山中昭和五年乃至同七年稼業にして本局よりの照会に対し回答し来りたる610鉱山の種類別埋蔵量見積価額は下の如し。但し610鉱山中188鉱山は埋蔵量見積価額不明にて昭和五年末に至る最近五箇年間平均一箇年純産見積価額を回答し来りたるを以つて、是等の鉱山の埋蔵量見積価額は、埋蔵量見積価額及昭和五年に至る最近五箇年間平均一箇年純産見積価額を併せ回答し来りたる180鉱山に付計算したる埋蔵量見積価額に対する平均一箇年純産見積価額割合の幾何平均値を用ひて之を推計したり。

金 属 山	0.02123	石 油 山	0.01416
石 炭 山	0.02392	其 他	0.07527

鉱山種類別埋蔵量見積価額

	鉱山数		見 積 価 額			鉱山数		見 積 価 額	
	数	千円	千円			数	千円	千円	
総 計	610	5,502,490							
金 属 山	175	1,750,755			石 油 山	57	585,160		
石 炭 山	345	3,120,649			其 他	33	45,926		

私有鉱山中右610鉱山を除きたる昭和五年乃至同七年稼業の110鉱山の価額は、上記照会調査結果に現はれたる一鉱山平均埋蔵量見積価額の9割、8,118,423円を以て其の一鉱山平均埋蔵量見積価額と推定し、893,027千円を計上したり。

私有鉱山中昭和五年に稼業せしも昭和六年又は同七年に休廃業したる507鉱山の価額は、昭和六年以降に於て発掘したる純産産額を以て其の価額と定めたり。即ち商工省調査に依れば昭和五年稼業鉱山総数は1,227、昭和六年稼業鉱山総数は1,104、昭和六年に新に開

(註一)  
業したる鉱山数259なるを以て上記1,227に259を加へたる和より1,104を減じたる残余382は之を昭和五年に稼業したるも翌年に於て休廃業したる鉱山数と看做すことを得べし。又昭和五年に稼業したるも昭和六年又は同七年に休廃業したる鉱山数は上述したる如く507なるを以て、之より上記382を減じたる残余125は之を昭和五年及同六年稼業したるも昭和七年に於て休廃業したる鉱山数と看做すことを得べし。而して上記照会調査結果に依れば一鉱山当り埋蔵量見積価額対純産産額割合は0.03229なるを以て昭和六年以降に於ける上記382鉱山の稼業期間を0.5年、同125鉱山の稼業期間を1.5年と看做せば此の期間に於ける是等鉱山の純産産額総額は

$$8,118,428 \text{円} \times 0.03229 \times (0.5 \times 382 + 1.5 \times 125) = 99,221,519 \text{円}$$

即ち99,222千円と為すことを得べし。

新しく得たる5,502,490千円、893,027千円及99,222千円の合計額6,494,739千円は私有鉱山の総価額にして其の府県別は下記昭和四年乃至同六年平均府県別鉱産額割合に依り之を府県に按分して算出したり。

昭和四年乃至同六年平均府県別鉱産額割合

		%。	
総 数	1000.00		
北海道	143.60	石川県	3.17
青森県	0.04	福井県	0.01
岩手県	24.55	山梨県	0.92
宮城県	1.90	長野県	0.72
秋田県	54.30	岐阜県	3.84
山形県	1.32	静岡県	2.24
福島県	43.47	愛知県	1.45
茨城県	40.28	三重県	0.11
栃木県	32.12	滋賀県	0.03
群馬県	2.18	京都府	0.13
埼玉県	—	大阪府	2.04
千葉県	—	兵庫県	3.53
東京都	—	奈良県	0.06
神奈川県	—	和歌山県	1.22
新潟県	32.57	鳥取県	0.49
富山県	0.18	島根県	0.72
		徳島県	8.56
		山口県	0.29
		広島県	34.07
		岡山県	0.92
		香川県	19.71
		愛媛県	43.92
		高知県	1.28
		福岡県	357.48
		佐賀県	27.29
		熊本県	52.11
		鹿児島県	0.08
		沖縄県	46.23
			4.00
			5.70
			1.17

(註一) 商工省鉱山局「昭和六年本邦鉱業の趨勢」昭和六年。  
(註二) 内閣統計局「第五十及第五十一回日本帝國統計年鑑」及商工省「昭和六年商工省統計表」。

三 港湾及運河

港湾及運河は之を昭和五年内に新設又は拡張したるもの及既存のものに分ち、昭和五年内に新設又は拡張したるもの、価額に付ては内務省調査に係る其の府県別新設又は拡張費を計上したり。

昭和五年港湾及運河新設又は拡張費

総額	港 湾 運 河			総額	港 湾 運 河		
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
総額	16,883	16,172	711				
北海道	3,861	3,861	—	富山県	262	262	—
青森県	140	140	—	石川県	69	69	—
岩手県	—	—	—	福井県	—	—	—
宮城県	55	55	—	山梨県	—	—	—
秋田県	318	318	—	長野県	—	—	—
山形県	24	24	—	岐阜県	—	—	—
福島県	—	—	—	静岡県	3	3	—
茨城県	93	93	—	愛知県	1,853	1,142	711
栃木県	—	—	—	三重県	462	462	—
群馬県	—	—	—	滋賀県	—	—	—
埼玉県	—	—	—	京都府	58	58	—
千葉県	63	63	—	大阪府	2,044	2,044	—
東京府	2,456	2,456	—	兵庫県	139	139	—
神奈川県	2,399	2,399	—	奈良県	—	—	—
新潟県	92	92	—	和歌山県	—	—	—
鳥取県	—	—	—	福岡県	25	25	—
島根県	311	311	—	佐賀県	—	—	—
岡山県	—	—	—	長崎県	20	20	—
広島県	35	35	—	熊本県	57	57	—
山口県	13	13	—	大分県	—	—	—
徳島県	—	—	—	宮崎県	6	6	—
香川県	823	823	—	鹿児島県	682	682	—
愛媛県	208	208	—	沖縄県	119	119	—
高知県	193	193	—				

既存のもの中官有に付ては大蔵省調査昭和五年底に至る府県別港湾修築改良費総額の年平均価

額、其の他に付ては内務省調査公私有別大正十四年乃至昭和四年平均一年港湾及運河（官有を除く）修築費に内務省土木局調査に係る港湾及運河の平均持年数（50年）を夫々乗じて其の価額を算出したり。但し上記既存のもの中官有以外の港湾及運河の府県別価額は内務省調査（註）各府県別開港及商港数の多少に依り総価額を按分して推計したり。

昭和五年既存の港湾及運河の価額

府 県	総 額	港 湾				運 河		
		総 額	官 有	公 有	私 有	総 額	公 有	私 有
総 額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
総 額	326,260	324,837	247,228	77,609	1,423	129	1,294	
北海道	119,500	119,500	113,553	5,947	—	—	—	
青森県	1,560	1,560	—	1,560	—	—	—	
岩手県	1,291	1,291	219	1,072	—	—	—	
宮城県	6,488	6,488	6,000	488	—	—	—	
秋田県	804	804	219	585	—	—	—	

（註）内務省「第七回治水事業に関する統計書」所載下記府県別開港及商港数に依りたり。

総 数	開港及商港数		開港及商港数		開港及商港数	
	数	数	数	数	数	数
総 数	796					
北海道	61	石川県	13	岡山県	29	
青森県	16	福井県	5	広島県	28	
岩手県	11	山梨県	—	山口県	46	
宮城県	5	長野県	—	徳島県	7	
秋田県	6	岐阜県	—	香川県	48	
山形県	2	静岡県	19	愛媛県	25	
福島県	1	愛知県	20	高知県	11	
茨城県	1	三重県	26	福岡県	20	
栃木県	—	滋賀県	—	佐賀県	8	
群馬県	—	京都府	12	長崎県	71	
埼玉県	—	大阪府	3	熊本県	18	
千葉県	8	兵庫県	41	大分県	23	
東京府	17	奈良県	—	宮崎県	12	
神奈川県	5	和歌山県	26	鹿児島県	59	
新潟県	23	鳥取県	7	沖縄県	30	
富山県	9	島根県	24			

府 県	港 湾					運 河				
	総 額	官 有		公 有		総 額	公 有		私 有	
		千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円
山形県	195	195	-	195	-	-	-	-	-	
福島県	536	536	438	98	-	-	-	-	-	
茨城県	98	98	-	98	-	-	-	-	-	
栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
群馬県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
埼玉県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
千葉県	910	780	-	780	130	-	-	130	-	
東京府	1,787	1,657	-	1,657	130	-	-	130	-	
神奈川県	27,177	27,177	26,689	488	-	-	-	-	-	
新潟県	2,242	2,242	-	2,242	-	-	-	-	-	
富山県	1,947	1,947	1,069	878	-	-	-	-	-	
石川県	1,573	1,573	306	1,267	-	-	-	-	-	
福井県	488	488	-	488	-	-	-	-	-	
山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
長野県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
静岡県	15,912	15,524	13,672	1,852	388	-	-	388	-	
愛知県	2,208	1,950	-	1,950	258	129	-	129	-	
三重県	2,535	2,535	-	2,535	-	-	-	-	-	
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
京都府	1,735	1,476	306	1,170	259	-	-	259	-	
大阪府	422	293	-	293	129	-	-	129	-	
兵庫県	40,718	40,589	36,592	3,997	129	-	-	129	-	
奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
和歌山県	2,535	2,535	-	2,535	-	-	-	-	-	
鳥取県	683	683	-	683	-	-	-	-	-	
島根県	2,340	2,340	-	2,340	-	-	-	-	-	
岡山県	2,827	2,827	-	2,827	-	-	-	-	-	
広島県	3,036	3,036	306	2,730	-	-	-	-	-	
山口県	22,368	22,368	17,883	4,485	-	-	-	-	-	
徳島県	3,834	3,834	3,151	683	-	-	-	-	-	
香川県	4,680	4,680	-	4,680	-	-	-	-	-	
愛媛県	2,437	2,437	-	2,437	-	-	-	-	-	

府 県	総 額	港 湾			運 河		
		総 額	官 有		総 額	公 有	
			千円	千円		千円	千円
高知県	1,379	1,379	306	1,073	-	-	-
福岡県	20,140	20,140	18,190	1,950	-	-	-
佐賀県	780	780	-	780	-	-	-
長崎県	11,172	11,172	4,250	6,922	-	-	-
熊本県	1,755	1,755	-	1,755	-	-	-
大分県	2,242	2,242	-	2,242	-	-	-
宮崎県	1,170	1,170	-	1,170	-	-	-
鹿児島県	9,831	9,831	4,079	5,752	-	-	-
沖縄県	2,925	2,925	-	2,925	-	-	-

四 橋 梁

橋梁の価額は橋梁を鉄橋、石橋、混泥土橋、木橋及其他橋に分ち、其の各に付延長数を求め、之を減耗部分を斟酌したる一米当り建設費に夫々乗じて算出したり。

各種橋梁の延長数に付ては、内務省土木局調査昭和二年末府県、種類及延長階級別橋梁数(昭和三年以降は斯種調査資料なし)に基き推計したる府県別橋梁総延長数に対する種類別橋梁延長数割合を求め、之に内務省土木局調査昭和五年末現在府県別橋梁総延長数を夫々乗じて算出したり。

昭和五年末現在府県別各種橋梁の延長数

府 県	総 数	鉄 橋	石 橋	混泥土橋	木 橋	其他橋
		米	米	米	米	米
総 数	3,547,984	45,807	705,333	185,634	2,572,810	38,400
北海道	182,387	182	383	4,031	177,298	493
青森県	41,157	99	823	1,354	38,881	-
岩手県	99,700	977	8,514	3,260	85,573	1,376
宮城県	83,866	67	28,732	3,984	50,890	193
秋田県	81,719	-	1,504	662	79,463	90

(註一) 各延長階級に属する各橋梁の延長数は之を同階級の中心数と仮定したり。  
 (註二) 昭和五年末現在の数字は未だ公表せられざるも、本推計に必要な為直接内務省土木局に照会して資料を得たり。

府 県	総 数	鉄 橋	石 橋	混 凝 土 橋	木 橋	其 他 橋
	米	米	米	米	米	米
山形県	62,333	—	5,853	5,317	50,795	368
福島県	95,013	399	8,694	2,917	81,759	1,244
茨城県	66,314	338	12,394	783	52,799	—
栃木県	61,870	668	9,107	7,542	44,336	217
群馬県	70,181	800	17,405	2,983	48,067	926
埼玉県	56,726	1,027	16,462	1,361	37,876	—
千葉県	32,963	422	3,497	1,638	27,406	—
東京都	50,151	3,481	11,334	5,311	29,594	431
神奈川県	66,829	4,504	6,422	10,840	43,974	1,089
新潟県	143,905	532	7,958	5,929	129,486	—
富山県	68,253	116	601	13,111	53,811	614
石川県	51,081	143	1,277	2,881	46,780	—
福井県	44,585	54	3,692	3,406	36,827	606
山梨県	49,436	949	7,643	3,416	37,299	129
長野県	154,456	957	25,084	3,398	125,017	—
岐阜県	108,447	2,136	4,240	6,529	90,315	5,227
静岡県	129,261	944	8,984	8,841	107,054	3,438
愛知県	114,098	1,666	9,276	5,865	97,097	194
三重県	86,498	1,142	20,751	3,797	59,934	874
滋賀県	70,445	782	22,324	1,409	45,916	14
京都府	64,115	718	11,355	3,571	48,465	6
大阪府	54,198	7,555	15,441	1,566	28,720	916
兵庫県	136,799	2,969	21,450	4,241	108,071	68
奈良県	38,111	718	7,843	2,630	24,425	2,500
和歌山県	53,200	702	5,543	2,772	39,517	4,666
鳥取県	39,005	417	4,665	800	32,987	136
島根県	68,821	372	5,189	888	62,372	—
岡山県	149,164	567	66,736	2,088	79,102	671
広島県	151,538	985	46,189	11,108	93,256	—
山口県	65,202	469	23,245	4,753	36,383	352
徳島県	104,510	2,362	53,655	3,512	42,107	2,874
香川県	30,270	327	14,578	854	14,511	—
愛媛県	44,131	1,280	18,588	3,222	19,850	1,191
高知県	44,112	1,041	1,240	5,986	32,660	3,185
福岡県	152,076	745	64,693	10,569	76,008	61

府 県	総 数	鉄 橋	石 橋	混 凝 土 橋	木 橋	其 他 橋
	米	米	米	米	米	米
佐賀県	32,527	107	12,331	2,105	17,883	101
長崎県	44,980	1,174	18,824	5,182	19,755	45
熊本県	90,717	562	36,033	3,484	49,813	825
大分県	48,680	29	13,294	1,660	31,068	2,629
宮崎県	26,709	77	4,225	86	22,171	150
鹿児島県	31,683	219	14,514	3,380	13,079	491
沖縄県	5,762	32	2,748	612	2,360	10

各種橋梁の減耗部分を斟酌したる一米当り建設費に付ては、内務省土木局に照会して得たる下記各種橋梁の持久年数及一米当り建設費に、架設後昭和五年に至る各種橋梁の平均経過年数を斟酌して之を算出したたり。

	持久年数	一米当り建設費		持久年数	一米当り建設費
	年	円		年	円
鉄 橋	30	825	木 橋	15	138
石 橋	30	440	其 他 橋	38	385
混 凝 土 橋	50	660			

各種橋梁の平均経過年数は、各種橋梁の過去各年に架設せられたる数を推計し、同数に基き次の算式に依りて之を算出したたり。

$$K = \frac{f_1 \times 0.5 + f_2 \times 1.5 + \dots + f_n \times (n - 0.5)}{f_1 + f_2 + \dots + f_n}$$

Kは平均経過年数  
 $f_1, f_2, \dots, f_n$  は昭和五年末現在に於ける橋梁の架設年次別数にして脚数字は昭和五年を1とし之より遡及して数へたる年次を示す。

0.5, 1.5, ..., (n-0.5) は昭和五年より遡りての各年経過年数 (註)  
 但し各種橋梁の過去各年に架設せられたる推計数は、内務省調査各年末橋梁数に基き推計したる各種橋梁数の平均一箇年間増減率を、各種橋梁の持久年数逐年々累加し、折くして得たる各年累加数により昭和五年末現在各種橋梁数を夫々按分して得たり。

(註) 内閣統計局「日本帝國統計年鑑」に拠る。

尙上記計算の概要を示せば下の如し。

鉄 橋

(註)

明治三十五年以降に於ける各年末現在鉄橋数は

明治三十五年	85	大正十三年	1,132
“ 四十年	114	昭和二年	1,864
大正元年	315	“ 三年	6,023
“ 四年	518	“ 四年	10,236
“ 七年	594	“ 五年	9,756
“ 十年	580		

にして、之を图示すれば明治三十五年乃至昭和二年迄は緩慢なる上向線を示すも、爾後は急激に上昇し、両者は其の態様を著しく異にするを以て、之より一個の増加率を求むるは不適當なるを以て両者を別個に取扱ひ、昭和二年を境として各別に増加率を算出し、前者0.831後者1.411の計數を得たり。而して上記増加率を平均持久年數(三十年)迄年々累加し(昭和二年迄は0.831、以後は1.411)此の各年累加數を以て昭和五年末現在鉄橋數9,756を按分し、過去各年に架設せられたる推定橋梁數を得たり。

年 次	橋梁數	年 次	橋梁數
總 數	9,756		
昭和五年	643	大正六年	351
“ 四年	610	“ 五年	332
“ 三年	577	“ 四年	313
“ 二年	545	“ 三年	294
“ 元年	525	“ 二年	274
大正十四年	506	“ 元年	255
“ 十三年	487	明治四十四年	236
“ 十二年	467	“ 四十三年	216
“ 十一年	448	“ 四十二年	197
“ 十年	429	“ 四十一年	178
“ 九年	409	“ 四十年	158
“ 八年	390	“ 三十九年	139
“ 七年	371	“ 三十八年	120

(註) 昭和二年以前に於て各年の調査數字を欠除せるは橋梁調査が毎三年又は毎五年に行はれたる爲なり。

尙明治三十五年以前の數字は不明なり。(以下各場合を通じて同じ)

明治三十七年	100	明治三十五年	62
“ 三十六年	81	“ 三十四年	43

上記各年推定橋梁數を前掲平均經過年數算式に當嵌し昭和五年末現在鉄橋平均經過年數

10.44年を得たり。

石 橋

明治三十五年以降に於ける各年末現在石橋数は

明治三十五年	53,478	大正元年	67,935
“ 四十年	61,816	“ 四年	71,268
大正七年	74,895	昭和三年	81,848
“ 十年	84,668	“ 四年	92,509
“ 十三年	92,643	“ 五年	89,044
昭和二年	93,162		

にして、之を图示すれば昭和二年迄は一貫したる上向線を示すも以後は一上一下其の趨向は甚だ跋扈的なるを以て、上記數字より直ちに一箇年平均増加率を算定するは不適當なり。仍て先づ上記數字にxを年次變量とする一次式を最小自乘法に依りて當嵌し $y = 73,885.9182 + 1,365.4297x$ を導き、之より各年末現在橋梁數を推計補整したり。

上記補整數に基きて明治三十五年乃至昭和五年に於ける平均一箇年増加率0.0249を算出し、此の増加率を持久年數(三十年)迄年々累加し、此の累加數により昭和五年末現在石橋數89,044を按分し、過去各年に架設せられたる推定橋梁數を得たり。

年 次	橋梁數	年 次	橋梁數
總 數	89,044		
昭和五年	3,741	大正四年	2,941
“ 四年	3,688	“ 三年	2,888
“ 三年	3,635	“ 二年	2,835
“ 二年	3,581	“ 元年	2,782
“ 元年	3,528	明治四十四年	2,728
大正十四年	3,475	“ 四十三年	2,675
“ 十三年	3,421	“ 四十二年	2,622
“ 十二年	3,368	“ 四十一年	2,568
“ 十一年	3,315	“ 四十年	2,515
“ 十年	3,261	“ 三十九年	2,462
“ 九年	3,208	“ 三十八年	2,408



大正八年	3,155	明治三十七年	2,355
" 七年	3,101	" 三十六年	2,302
" 六年	3,048	" 三十五年	2,248
" 五年	2,995	" 三十四年	2,195

上記各年橋梁数を前掲平均経過年数算式に当嵌し、石橋平均経過年数13.66年を得たり。

混成土橋

大正元年以降各年末に於ける混成土橋数は

大正元年	※ 623	昭和二年	20,082
" 四年	※ 1,288	" 三年	28,272
" 七年	※ 1,928	" 四年	29,684
" 十年	※ 4,357	" 五年	33,201
" 十三年	※ 10,685		

※印は其の他橋を含む

にして之を図示すれば前半は緩慢、後半は急激なる上向趨勢を示すも、大正十三年以前に於ては吊橋、舟橋等其の他の橋梁を包含するを以て、上記数字より直ちに増加率を算定し平均経過年数を求むるは不適當なり。仍て先づ最小自乗法を応用し、右数字にxを年次変量とする算式  $\log y = 4.52115 + 0.01275x$  を当嵌し、此の算式に依り明治四十二年以後各年末現在橋梁数を推計し、之より明治四十二年乃至昭和五年の平均一箇年増加率1.40334を算出し、此の増加率を明治四十二年以降各年に累加し、其の累加数を以て昭和五年末現在混成土橋33,201を按分し、過去各年に於て架設せられたる推定橋梁数を得たり。

年次	橋梁数	年次	橋梁数
総数	33,201		
昭和五年	2,887	大正十年	1,706
" 四年	2,756	" 九年	1,575
" 三年	2,625	" 八年	1,444
" 二年	2,493	" 七年	1,312
" 元年	2,362	" 六年	1,181
大正十四年	2,231	" 五年	1,050
" 十三年	2,100	" 四年	919
" 十二年	1,968	" 三年	787
" 十一年	1,837	" 二年	656

(注) 内務省土木局調査に依れば我國に於て混成土橋の架設せられたるは明治四十二年以降に属す。

大正元年	525	明治四十三年	262
明治四十四年	394	" 四十二年	131

上記各年橋梁数を前掲平均経過年数算式に当嵌し混成土橋平均経過年数7.50年を得たり。

木橋(土橋を含む)

明治三十五年以降各年末に於ける木橋数は

明治三十五年	232,227	大正十三年	316,234
" 四十年	240,868	昭和二年	294,188
大正元年	252,596	" 三年	260,409
" 四年	273,070	" 四年	249,091
" 七年	273,022	" 五年	255,326
" 十年	312,366		

にして、之を図示すれば大正十三年迄は漸増、爾後は漸減にして大正十三年を境とし明らかに二つの異りたる趨勢を示すを以て、上記数字より直ちに増加率を算定し平均経過年数を求むるは不適當なり。仍て昭和五年末現在の橋梁数は、過去十五年間に於て架設せられたるものと仮定し、大正十三年を境としたる前期九年(大正五年乃至大正十三年)の増加率及後期六年(大正十四年乃至昭和五年)の減少率を求め、此の増加及減少率を夫々の期間に付累加し、其の累加数の合計により昭和五年末現在橋梁数を按分し前期推定架設数153,194、後期推定架設数102,132を得たり。次に此の各々を前記各年に累加したる増加及減少率に依り按分し、大正五年乃至昭和五年各年に架設せられたる推定橋梁数を得たり。

年次	橋梁数	年次	橋梁数
総数	255,326		
昭和五年	15,794	大正十一年	17,573
" 四年	16,285	" 十年	17,297
" 三年	16,776	" 九年	17,022
" 二年	17,268	" 八年	16,747
" 元年	17,759	" 七年	16,471
大正十四年	18,250	" 六年	16,196
" 十三年	18,123	" 五年	15,917
" 十二年	17,848		

上記各年橋梁数を前掲平均経過年数算式に当嵌し、木橋平均経過年数7.47年を得たり。

其の他橋

以上各種橋梁の経過年数は混成土橋を除き、大体持久年数の約二分の一に相当するを以て、

其の他橋の平均経過年数は之を持久年数の半と見做し19年としたり。

以上各種の橋梁に付算出したる平均経過年数を掲ぐれば下の如し。

鉄橋	10.44年	木橋	7.47年
石橋	13.66年	其他橋	19.00年
混成土橋	7.50年		

上記各種橋梁平均経過年数に依り算出したる各種橋梁の減耗部分を斟酌したる一米当り建設

費を示せば下の如し。

	円		円
鉄橋	538	木橋	69
石橋	240	其他橋	193
混成土橋	561		

上記各種橋梁価格に前掲各種橋梁延長数を夫々乗じて算出したる種類別橋梁価額を示せば下の如し。

橋 梁 の 価 額

府 県	総 額	鉄 橋	石 橋	混成土橋	木 橋	其他橋
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
総 数	483,000	24,644	169,280	104,141	177,524	7,411
北海道	14,780	98	92	2,261	12,234	95
青森県	3,693	53	197	760	2,683	-
岩手県	10,568	526	2,043	1,829	5,905	265
宮城県	12,715	36	6,896	2,235	3,511	37
秋田県	6,233	-	361	372	5,483	17
山形県	7,963	-	1,405	2,983	3,504	71
福島県	9,819	215	2,087	1,636	5,641	240
茨城県	7,239	182	2,975	439	3,643	-
栃木県	9,877	359	2,186	4,231	3,059	42
群馬県	9,776	430	4,177	1,673	3,317	179
埼玉県	7,880	553	3,951	763	2,613	-
千葉県	3,876	227	839	919	1,891	-
東京府	9,698	1,873	2,720	2,980	2,042	83
神奈川県	13,290	2,423	1,542	6,081	3,034	210
新潟県	14,457	286	1,910	3,326	8,935	-
富山県	11,393	62	144	7,355	3,713	119

府 県	総 額	鉄 橋	石 橋	混成土橋	木 橋	其他橋
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
石川県	5,228	77	307	1,616	3,228	-
福井県	5,484	29	886	1,911	2,541	117
山梨県	6,860	511	1,834	1,916	2,574	25
長野県	17,068	515	6,020	1,907	8,626	-
岐阜県	13,070	1,149	1,017	3,663	6,232	1,009
静岡県	15,670	508	2,156	4,960	7,387	663
愛知県	13,150	896	2,226	3,290	6,700	38
三重県	12,029	614	4,980	2,130	4,136	169
滋賀県	9,740	421	5,358	790	3,168	3
京都府	8,460	386	2,725	2,004	3,344	1
大阪府	10,807	4,064	3,706	879	1,981	177
兵庫県	16,595	1,598	5,148	2,379	7,457	13
奈良県	5,909	384	1,882	1,476	1,685	482
和歌山県	6,890	378	1,330	1,555	2,727	900
鳥取県	4,095	224	1,120	449	2,276	26
島根県	6,247	200	1,245	498	4,304	-
岡山県	23,081	305	16,017	1,171	5,458	130
広島県	24,282	530	11,085	6,232	6,435	-
山口県	11,076	252	5,579	2,667	2,510	68
徳島県	19,578	1,271	12,877	1,970	2,905	555
香川県	5,155	176	3,499	479	1,001	-
愛媛県	8,557	689	4,461	1,808	1,369	230
高知県	7,084	560	298	3,358	2,253	615
福岡県	27,113	401	15,526	5,929	5,245	12
佐賀県	5,451	58	2,959	1,181	1,234	19
長崎県	9,428	631	4,518	2,907	1,363	9
熊本県	14,501	302	8,648	1,955	3,437	159
大分県	6,789	16	3,191	931	2,144	507
宮崎県	2,662	41	1,014	48	1,530	29
鹿児島県	6,495	118	3,483	1,896	903	95
沖縄県	1,185	17	660	343	163	2

尙首公有別橋梁価額に付ては国道に架設の橋梁は官有、其の他の橋梁は公有とし、下記府県別国道架設橋梁数及其の他橋梁数割合に依り総価額を按分したり。

府県別橋梁数中国道架設橋梁数及其の他橋梁数割合  
(総数100に付)

総数	国道架設橋梁数割合	其の他橋梁数割合	総数	国道架設橋梁数割合	其の他橋梁数割合		
北海道	100	2.167	97.833	滋賀県	100	2.577	97.423
青森県	100	3.943	96.057	京都府	100	2.777	97.223
岩手県	100	1.854	98.146	大阪府	100	1.407	98.593
宮城県	100	1.913	98.087	兵庫県	100	3.060	96.940
秋田県	100	2.957	97.043	奈良県	100	1.567	98.433
山形県	100	3.804	96.196	和歌山県	100	1.327	98.673
福島県	100	2.566	97.434	鳥取県	100	8.815	91.185
茨城県	100	1.380	98.620	島根県	100	2.371	97.629
栃木県	100	1.097	98.903	岡山県	100	1.993	98.007
群馬県	100	0.615	99.385	広島県	100	1.501	98.499
埼玉県	100	0.463	99.537	山口県	100	3.721	96.279
千葉県	100	0.351	99.649	徳島県	100	0.867	99.133
東京都	100	1.797	98.203	香川県	100	3.287	96.713
神奈川県	100	2.001	97.999	愛媛県	100	1.591	98.409
新潟県	100	2.239	97.761	高知県	100	1.436	98.564
富山県	100	3.073	96.927	福岡県	100	1.684	98.316
石川県	100	2.132	97.868	佐賀県	100	2.882	97.118
福井県	100	3.886	96.114	長崎県	100	4.252	95.748
山梨県	100	1.563	98.437	熊本県	100	2.098	97.902
長野県	100	2.241	97.759	大分県	100	2.399	97.601
岐阜県	100	1.454	98.546	宮崎県	100	6.301	93.699
静岡県	100	1.946	98.054	鹿児島県	100	2.867	97.133
愛知県	100	1.146	98.854	沖縄県	100	0.418	99.582
三重県	100	2.029	97.971				

五 樹 木

樹木の価額は之を用材及薪炭材たるべき樹木、果樹、桑樹及茶樹の価額に分ち用材及薪炭材たるべき樹木中官有に付ては官内省及大蔵省調査に係る其の価額2,118,546千円を計上し、

公有及私有(社寺有を含む)に付ては農林省調査森林伐採価額に依り算出したる、下記樹木一(註一) (註二) 立方メートルに農林省調査資料に基きて推計したる公有、私有及府県別針葉樹及闊葉樹の用材及薪炭材別蓄積量を乘じて其の価額を算出したり。

但し右針葉樹及闊葉樹の用材及薪炭材別蓄積量は、針葉樹に在りては其の総蓄積量の八割を用材、二割を薪炭材、闊葉樹に在りては其の総蓄積量の二割五分を用材、八割五分を薪炭材と推定して之を算出したり。

用材及薪炭材の種別別単価(一立方メートルに付)

	私 有		
	公 有	社寺有	其の他
用 材			
針 葉 樹	4.17	7.94	7.42
闊 葉 樹	2.66	11.39	5.96
薪 炭 材	1.36	1.87	1.49

(註一) 農林省「第七次農林省統計」588-625頁。

但し本数にて表章あるものに付ては之を一本0.04立方メートルとして容量に換算し、薪炭材の数量は層にて表章あるを以て層積一立方メートルは実積0.7立方メートルに当るとして之を実積容量に換算したり。

(註二) 農林省山林局「第四次山林要覧」及其他資料。